

教私第 1815 号

令和 2 年 6 月 29 日

各就学支援推進校設置者 様

大阪府教育庁私学課長

大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱の改正について（通知）

標記要綱について、別添のとおり改正し、令和 2 年度から適用することとしましたのでお知らせします。

本通知及び要綱については、大阪府ホームページ及びセキュア S A M B A に掲載していますので、次のアドレスからご覧いただき、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

○大阪府ホームページ（私立学校（園）向けのお知らせ）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/info/>

○セキュア S A M B A > 共有 > 【R2】授業料支援補助金 > R2 授業料支援補助金交付要綱

<https://shigaku10729.securesamba.com/webshare/>

記

1 改正の趣旨

国制度の就学支援金の制度改正に伴う所要の改正

2 改正箇所

- ・ 所得判定基準の変更（要綱第 5 条）
- ・ 定額授業料制・単位制授業料制の通信制の推進校の補助限度額について規定（要綱第 5 条、様式第 2 号、様式第 3 号、様式第 6 号）
- ・ 申請書の添付書類の変更（要綱第 7 条第 2 項第 1 号）
- ・ 補助限度額の変更に伴う申請様式の変更（様式第 2 号、様式第 3 号、様式第 6 号）
- ・ 定額授業料制の申請様式を新設（様式第 2 号、様式第 3 号、様式第 6 号）

3 改正年月日 令和 2 年 6 月 1 1 日

大阪府 教育庁 私学課 小中高振興グループ 尾崎 TEL 06-6944-6956（直通） FAX 06-6210-9276
